

函南町議会基本条例（案）パブリック・コメント実施結果

実施期間：令和8年8月17日（月）午前8時30分から令和8年9月15日（火）午後5時15分まで

意見提出者及び意見の総数：2人 33件

御意見ありがとうございます。意見内容については、原文のまま御提出いただいた順に掲載しています。

件 (No.)	意見の 対象部分 (ページ)	意見内容	議会の考え方	意見に対する措置
1	第2条	町民の定義について、(1)の町民の定義では、町内に在住し、在勤しの表現は誤解を招くと思う。町内に在住＋在勤のみを町民とよめる表現となっていて、町外に住み、町内に在勤の人が町民の対象外のように見える。誤解しないようなわかりやすい表現に変えたほうがよい。	町民の定義は、逐条解説で示すとおり、町内に在住する方だけでなく、町内で働く方、学ぶ方、活動する方もまちづくりに関わる大切な存在と考え定義しています。	変更なし
2	全体	全体として 説明会実施は？ 今回 逐条解説がついているが、町民に対して説明会の開催案内がない。他の市町の議会基本条例制定経緯を調べてみると、必ず住民に対して説明会、意見交換会などを実施している。実際に条例適用が始まるまで、時間があるようなのでしっかりと説明会を実施すべき。詳しくは、記入しないが、もし説明会がないとすれば11条違反だと思う。また、最近 議会で水道料金値上げ案が否決され、その理由は、住民に周知すること、住民の意見をしっかりと聴くために住民説明会開催をしていないからだと報道されている。議会基本条例については、説明会実施しないのならば、この条例制定の精神に反するのでは？言っていることと、やっていることが違うと指摘されないためにも、説明会の実施を強く求めます。	条例の内容を町民に分かりやすく伝えることは重要と考えています。 条例の内容や制定までの経緯については、まずは議会だよりやホームページを活用し、周知に努めます。 また、条例制定後に開催を予定する意見交流会において、本条例を議題とするか検討してまいります。	変更なし

件 (No.)	意見の 対象部分 (ページ)	意見内容	議会の考え方	意見に対する措置
3	第5条	議会の原則に町民にわかりやすい言葉で説明責任を果たすことが抜けている。(意図的に外したかもしれないが、説明責任条項は どの市町の議会基本条例にもあるのにそれがない)	議会が町民に対して説明責任を果たすことは重要であると認識しています。 わかりやすい表現を用いて広報及び広聴を行わなければならないことを、第11条で規定しております。	変更なし
4	全体	全体として 条例制定に向けての検討事項や議論の形がみえない。議論の形として、静岡県のパブリックコメント実施時には、会議資料、会議録が添付されているので議論の形が把握できるが、議会のホームページに条例制定に向けて検討事項、会議録などが見当たらない。議論の概要がわからないのは、町民としてこのパブリックコメントに対する情報は不足していると感じる。	議会活動の透明性を高めることは重要です。会議録や公開可能な資料については、今後も適切に公表してまいります。 検討過程の公開方法については、今後検討してまいります。	変更なし
5	第6条	議員の活動方針 議員の活動の1つは、政策立案、政策提言では？活動方針にないのは違和感、	いただいたご意見を参考に、条文を修正します。	条文中「政策提言」を「政策立案・政策提言」に修正する。
6	第6条	議員の活動方針 活動方針に議員の情報発信を規定しているが、議員個人の情報発信条項は全国的にも珍しい。町民に対して議員個人の情報発信条項は、本当に大丈夫ですか？現役の町議の半数以上が6条違反になってしまう可能性がある。行事に行く、議員個人がX、インスタ、ブログなどで必ず情報発信するのが活動方針？再度 議論するべき。	いただいたご意見を参考に、条文を修正します。	第6条第3項を削除する。
7	第7条 第8条	議長と会派の条文は 逆にしたほうがよい 7条と8条 会派が上にくる議会基本条例は全国的に調べてみてもなかった。議長の権限などについて定め、そのあとに会派の条項が自然。このままだと議長よりも会派が上だと誤解される可能性が高い。	いただいたご意見を参考に、条文を修正します。	条文の順番を修正する。

件 (No.)	意見の 対象部分 (ページ)	意見内容	議会の考え方	意見に対する措置
8	第 11 条	町民との意見交換会など 具体的に条例に盛り込むべき 11 条をみると、町民との意見交流会などと記載されているが、結局議会としてどうするのか？詳細の規定がない。他の市町では、議会報告会開催、議会モニター制導入など具体的に条例に盛り込んでいる。函南町は、議会と町民のコミュニケーションが不足しているので具体的に示すべき。意見交流会等は、年 1 回実施するのか？任期の 4 年に 1 回なのか？この 11 条だけでは不十分。	意見交流会につきましては、委員会で協議を重ねた上での表現となっております。 意見交流会の実施方法等詳細につきましては、今後検討してまいります。	変更なし
9	全体	全体として 議員研修の充実条文がない 各市町の条文にあり、函南町はない 気になる。	議員が継続的に学び、資質向上に努めることは重要です。議員研修の規定につきましては、第 5 条第 5 項及び第 6 条第 4 項に規定しております。	変更なし
10	全体	全体として 請願制度を規定しなくて大丈夫？ 請願制度を議会基本条例で規定している市町が全国的に多い。	請願は、町民の声を議会に届ける重要な制度です。 請願の手続きは、地方自治法や会議規則等に基づいて取り扱っています。そのため、本条例案では個別の規定は設けず、現行制度の適切な運用に努めます。	変更なし
11	第 12 条	議会 情報発信 この 12 条は、もっと具体的に示すべき。議会だよりだけでは不十分 議員の活動について、町民の一部では 町議は あまり仕事していないと勘違いしている声もあり、実際は行事イベント会議など多数の公務をこなしている これは、議員活動の報告が不足しているため。議員の活動概要 毎月ホームページにて更新するほうがよい。	議員活動を分かりやすく伝えることは重要です。 一方で、活動内容には個別相談や地域活動なども含まれ、公開範囲や基準の整理が必要です。まずは議会全体の情報発信を充実させてまいります。	変更なし

件 (No.)	意見の 対象部分 (ページ)	意見内容	議会の考え方	意見に対する措置
12	第 12 条	議会の情報発信 もっとしっかりしてほしい 2 の条文に議決内容を町民にわかりやすく規定しているのに、情報発信不足や遅れが発生している。具体的には、ホームページの議会 会議録システム（ページ ID815）6 月議会の情報発信が遅れていた。6 月 24 日には水道料金改定に関する議案採決があり、会議録公開は、住民説明会開催後 8 月 17 日前後と 町民に議案採決時の会議録をあえて公表を遅れさせたような印象になってしまった。さすがに約 2 カ月後の公表は遅すぎる。	会議録、委員会報告、議会だより、ホームページなどを活用し、今後も分かりやすく迅速な情報発信に努めてまいります。	変更なし
13	全体	全体として 政務活動費についての規定はなくて大丈夫ですか？	政務活動費は、議員活動を支える制度として重要な論点と認識しています。 政務活動費については、他の条例、規則に基づいて取り扱っています。そのため、本条例案では個別の規定は設けず、現行制度の適切な運用に努めます。	変更なし
14	第 18 条	いわゆる見直し規定ですが、2 に 検証とあるが町民に向けて検証結果の公表は定めたほうがよい。	条例は制定後も必要に応じて見直すことが大切です。見直しの内容や結果については、町民に分かりやすく伝えることが望ましいと考えています。 公表に関しましては、第 12 条に規定しております。	変更なし
15	全体	全体として パブリックコメント専用ページにない（ページ ID1889）	町ホームページのパブリックコメントのページに本ページを追加します。	変更なし

件 (No.)	意見の 対象部分 (ページ)	意見内容	議会の考え方	意見に対する措置
16	第9条	9月1日に議会運営委員会を傍聴するために、事前連絡し、現場に行くとするで全員集まったので、早めに始めた。もう開始しているので、傍聴はNGですと言われた。時計をみると、会議開始予定時間9時の前に傍聴拒否された。確かに議会運営委員会は、議会終了後など明確な時間が決まっていない場合が多い。今回は、9時開始と公表され、9時前に現場に到着している。町民に開かれた町議会を目指すために議会基本条例を作ろうとしているなかで残念な出来事。会議傍聴に関して委員長の許可は、いつまでに必要なのか？明確に規定してほしい。他の規定も町民にわかりやすく決めるべき	委員会の傍聴を希望する場合は、事前に議会事務局までご連絡いただき、委員長に許可を得ることになります。委員会は、委員長の許可があればどなたでも傍聴できますので、今後も委員会傍聴がしやすくなるよう努めてまいります。	変更なし
17	第12条	ページID 815に会議録 委員会報告のページがある。特別委員会の報告も掲載されているが、議会条例制定特別委員会の報告は、見当たらない 議会情報の積極的な発信からすると、12条違反になるような気がする 議会だより編集特別委員会の報告は、また必要性を議論し、最低限議会条例制定に関するわかりやすいページ掲載は必要。	ホームページに掲載している委員会報告は、議場で報告したものを掲載しており、議会基本条例制定特別委員会は、議場での報告がないので掲載しておりません。 議会基本条例に関する事項は、今後議会だよりで掲載できるよう検討してまいります。	変更なし

件 (No.)	意見の 対象部分 (ページ)	意見内容	議会の考え方	意見に対する措置
18	第2条	【第2条 定義】 第2条1項（一部追記案） <u>(1) 町民 町内に住所を有する者、町内に在勤し又は在学する者、町内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体及び町政に関し利害関係を有する者をいう。</u> ○追記理由➡町内に住所を有する者だけでなく、在勤・在学者、町内で事業を営む者、町政に直接的な利害関係を有する者等も、町政に関する意見を表明する機会を保障する必要がある。 (最高規範性)➡(議会運営の基本原則)OR(議会運営の基本理念)に変更する。 最高規範性」は誤解を避けるため使用しない方が良い。 ○改訂理由➡地方自治体の条例が、国の法律に優先することはない。	町民の定義は、逐条解説で示すとおり、町内に存在する方だけでなく、町内で働く方、学ぶ方、活動する方もまちづくりに関わる大切な存在と考え定義しています。 委員会で協議した結果、「最高規範性」という表現を使用することとし、逐条解説でその内容を示しております。	変更なし
19	第3条	(議会運営の基本原則) 第3条1項（改訂案） <u>この条例は、議会運営に関する基本的な事項を定めるとともに、議会及び議員が共有すべき基本理念を示すものであり、議会運営における基本的原則として位置付ける。</u> 第3条2項（改訂案） <u>議会に関する条例、規則その他の規程を制定し又は改廃する場合は、この条例の趣旨及び理念との整合を図らなければならない。</u> ○改訂理由➡第3条第1項にある「最高規範性」は、国の法律に優先することではなく、議会内部における基本として理解し、本単語は使用しない。	委員会で協議した結果、「最高規範性」という表現を使用することとし、逐条解説でその内容を示しております。	変更なし

件 (No.)	意見の 対象部分 (ページ)	意見内容	議会の考え方	意見に対する措置
20	第5条	【第5条 議会の活動原則】 第5条1項（改訂案） <u>議会は、町民の代表機関であることを自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた開かれた議会を目指し活動しなければならない。</u> ○改訂理由➡開かれた議会の基本を表現した。 第5条6項（改訂案） <u>議会は、議案の審議に当たって必要な情報を収集し、議員相互間の討議を通じ論点を明らかにした上で合意形成に努めなければならない。</u> ○改訂理由➡適正な運営を具体的に記載した。	委員会で協議した結果、町民の方が分かりやすいよう簡潔に表現するようにしております。 ご意見の内容につきましては、逐条解説で示しております。	変更なし
21	第6条	【第6条 議員の活動指針】 第6条1項（改訂案） <u>議員は、町民の代表者として、町民の多様な意見を聴き、議員活動を通じて町民の意思を町政に反映するよう努めるものとする。</u> ○改訂理由➡より具体的にして条令の本旨に合わせた。 第6条3項（改訂案） <u>議員は、町政の課題について多様な意見を的確に把握するとともに、その活動及び政策について町民に分かりやすく発信するよう努めるものとする。</u> ○改訂理由➡より具体的にした。 第6条4項（改訂案） <u>議員は、政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修等に積極的に参加し、不断の研鑽に努めるものとする。</u> ○改訂理由➡より具体的にした。	委員会で協議した結果、町民の方が分かりやすいよう簡潔に表現するようにしております。 ご意見の内容につきましては、逐条解説で示しております。 議員の能力の向上に関するご意見につきましては、いただいたご意見を参考に、条文を修正します。	条文中「政策提言」を「政策立案・政策提言」に修正する。

件 (No.)	意見の 対象部分 (ページ)	意見内容	議会の考え方	意見に対する措置
22	第7条	【第7条 会派】 第7条2項（改訂案） <u>会派は執行部から出された議案等について会派内で情報を共有し、議論を重ねなければならない。</u> 第7条3項（追加案） <u>会派に属さない議員についても、議会活動、情報へのアクセス、発言及び政策形成等の機会が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。</u> ○追加理由➡会派制度が、無所属議員の発言・政策形成・情報アクセス等において不利益を生じさせることがないよう、条例で保障する。 第7条4項（追加案） <u>会派は政策形成及び政策研鑽の組織として活動し、所属議員に対して議案等の賛否等の意思表示を不当に拘束してはならない。</u> ○追加理由➡常識の範疇	委員会で協議した結果、町民の方が分かりやすいよう簡潔に表現するようにしております。 ご意見の内容につきましては、逐条解説で示しております。 会派に属さない議員に関する意見につきましては、第5条第3項に規定しているとおり、議会として公正性及び透明性を確保してまいります。 所属議員の意思表示の拘束に関する意見につきましては、会派の意思表示は所属議員で議論を重ねたものであるため、条文には規定しません。	条文中「政策提言」を「政策立案・政策提言」に修正する。
23	第8条	【第8条 議長の権限と役割】 第8条2項（改訂案） <u>議長は、議会を代表する者として、議会を統括し民主的かつ公正な運営を確保するとともに、議会改革を推進するよう努めるものとする。</u> ○改訂理由➡「議会改革」については、今まで機能してこなかったのを新たに設定した。	委員会で協議した結果、町民の方が分かりやすいよう簡潔に表現するようにしております。 ご意見の内容につきましては、逐条解説で示しております。	変更なし

件 (No.)	意見の 対象部分 (ページ)	意見内容	議会の考え方	意見に対する措置
24	第9条	【第9条 委員会の活動】 第9条1項（新設案） <u>委員会は、所管事務について調査及び審査を行い、その結果に基づいて政策提言その他の議会活動に反映するものとする。</u> 第9条2項（新設案） <u>委員会は、必要に応じて公聴会等を開催し、町民、専門家等から意見を聴取することができる。</u> 第9条3項（新設案） 9条2項→9条3項へ移動	委員会で協議した結果、町民の方が分かりやすいよう簡潔に表現するようにしております。 ご意見の内容につきましては、逐条解説で示しております。	変更なし
25	第11条	【第11条 町民との関係、交流、連携、町民参加】 第11条1項（修正案） <u>議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、多様な媒体を活用して積極的に広報及び広聴を行わなければならない。</u> 第11条2項（修正案） <u>議会は、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会等を原則公開するとともに町民が傍聴できる措置を講じなければならない。</u> 第11条3項（新設案） <u>議会は、町民との交流、連携を深めるために意見交換会等を開催し、多様な意見を聴取し、議会活動に活用するとともに、意見の概要及び議会としての対応等を公表するものとする。</u> 第11条4項（新設案） <u>議会は、子ども、若者、高齢者、障害者その他議会への参加又は意見表明の機会を得ることが困難な町民の意見を表明できる機会の確保に努める。</u>	委員会で協議した結果、町民の方が分かりやすいよう簡潔に表現するようにしております。 ご意見の内容につきましては、逐条解説で示しております。 公表に関しましては、第12条に規定しております。 多様な意見の聴取につきましては、第5条第4項で規定しております。	変更なし

件 (No.)	意見の 対象部分 (ページ)	意見内容	議会の考え方	意見に対する措置
26	第 12 条	【第12条 議会広報の充実、議会情報の発信】 第12条 1 項（修正案） <u>議会は、議会の活動状況、議案の審議過程、議決結果及び議員の議会活動について、町民に分かりやすく、迅速かつ正確に発信するよう努めなければならない。</u>	委員会で協議した結果、町民の方が分かりやすいよう簡潔に表現するようにしております。 ご意見の内容につきましては、逐条解説で示しております。	変更なし
27	第 13 条	【第13条 町長との関係】 第13条 1 項（修正案） <u>議会は、町長等と適切な緊張関係を保持し、相互の役割を尊重しながら、町長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策提言を行うものとする。</u> 第13条 2 項（新設案） <u>議会は、政策提言を行った場合、その内容及び町長から示された等による対応状況を町民に公表するよう努めなければならない。</u>	委員会で協議した結果、町民の方が分かりやすいよう簡潔に表現するようにしております。 ご意見の内容につきましては、逐条解説で示しております。 公表に関しましては、第 12 条に規定しております。	変更なし
28	第 14 条	【第14条 予算及び決算の審議、監視】 第14条 2 項（新設案） <u>議会は、予算及び決算の審議を通じて、事業の成果、財政的効、費用対効果、将来負担その他必要事項等を検証して公表するよう努めなければならない。</u>	予算・決算分科会審査の報告をホームページで公表しております。 公表に関しましては、第 12 条に規定しております。	変更なし

件 (No.)	意見の 対象部分 (ページ)	意見内容	議会の考え方	意見に対する措置
29	第 15 条	【第15条 議会事務局との関係、機能強化】 第15条1項（修正案） 議会は、議会事務局に必要な人員及び専門的知識を有する職員を確保するなど、調査、政策立案、法務その他の議会活動を補佐する体制の充実に努める。 第15条3項（修正案） 議会は、議員の資質を高めるため、議会図書室（電子資料、法令・判例・統計資料等を含む）の充実に努める。	委員会で協議した結果、町民の方が分かりやすいよう簡潔に表現するようにしております。 ご意見の内容につきましては、逐条解説で示しております。	変更なし
30	第 16 条	【第16条 議員定数】 第16条2項（修正案） <u>議員定数については、社会経済情勢、人口、財政状況、議会活動の状況その他の事情を勘案して、少なくとも任期中に一度は検証し、現状維持とする場合も、その結果を公表するものとする。</u>	委員会で協議した結果、町民の方が分かりやすいよう簡潔に表現するようにしております。 ご意見の内容につきましては、逐条解説で示しております。 公表に関しましては、第 12 条に規定しております。	変更なし
31	第 17 条	【第17条 議員報酬】 第17条2項（新設案） <u>議員報酬の改定は、行財政改革の視点及び他市町との比較だけでなく、議員活動の実態、町民の負託、町の財政状況その他必要な事項を総合的に勘案して町民の意見を聴取した上で判断するものとする。</u>	委員会で協議した結果、町民の方が分かりやすいよう簡潔に表現するようにしております。 ご意見の内容につきましては、逐条解説で示しております。	変更なし
32	題 18 条	【第18条 他の条例等との関係】➡【第18条 条例の検証及び見直し】とする。 第18条第2項、3項（新設、改訂） 2 議会は前項の検証を行った場合は、その結果を町民に公表するものとする。 3 議会は、前項の検証の結果、必要があると認めたときは、この条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。	いただいたご意見を参考に、条文を修正します。 公表に関しましては、第 12 条に規定しております。	見出しの「他の条例等との関係」を「条例の検証及び見直し」に修正する。

件 (No.)	意見の 対象部分 (ページ)	意見内容	議会の考え方	意見に対する措置
33	第 12 条	2には、町民にわかりやすい表現と記載されている。議会情報のわかりやすい発信について1箇所 気になる点がある。ページID6648 9月議会 一般質問映像公開されているが、通告番号11番の議員 映像を確認することができない 単なる掲載ミスか？それとも編集の必要性があるのか？わからない。 11番までが2日目、12番目以降は3日目の一般質問だと思うので、11番の映像がないまま、3日目の議員の映像を公開した経緯が町民目線ではわかりにくい。注釈もないので、どのような状況か、わからない。仮に翌日修正できる状態ならば、やむを得ずの事象かもしれないが、週末から週明けまで一定期間あくので、配慮が必要だったと思う。	町民の皆様への情報発信につきましては、慎重に協議して発信しております。	変更なし